

詳細につきましては実施計画によりご説明申し上げます。

初めに、収益的収入及び支出につきましては、収入の1款1項4目その他の営業収益では、5節に雑収益を設け、ボトルドウォーター販売収益50万円を計上させていただきました。

水道5ページをお願いいたします。

支出でございますが、1款1項営業費用につきましては、1目浄水及び配給水費の14節委託料で今年度契約済みの業務委託におきまして請負差額230万円減額し、また17節修繕費では積雪による被害が少なかったことから112万8,000円減額いたしまして、合わせて342万8,000円減額し、3目業務及び総係費に組み替えをするものであります。

3目業務及び総係費におきましては、14節委託料でボトルドウォーター製造業務委託料100万円、電算システム共同アウトソーシング委託料382万8,000円、合わせて482万8,000円増額補正するものであります。

水道6ページをお開き願います。

次に、資本的収入及び支出でございますが、収入の1款1項企業債では、補助率の改定に伴いまして補助金額の増額により、老朽管更新事業債1,500万円減額するものです。

3項1目国庫補助金におきましては、老朽管更新事業国庫補助金1,500万円の増額、水道水源開発施設整備国庫補助金14万2,000円増は負担予定額の増額に伴うものであります。合わせて1,514万2,000円を増額するものであります。

5項1目出資金の9万4,000円増額につきましては、一般会計から出資いただくもので、長井ダム使用権にかかわる負担金予定額の増額に伴ってのものでございます。

水道7ページをお願いいたします。

支出でございますが、1款1項3目水道水源開発費28万4,000円増額につきましては、長井ダム使用権にかかわる負担予定額の増額による

ものであります。

以上、平成20年度水道事業会計補正予算第1号の概要でございます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

## 平成20年度長井市各会計補正予算案に関する総括質疑

○町田義昭委員長 概要の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

ここで、総括質疑の発言通告がありますので、順次ご指名いたします。

## 蒲生吉夫委員の総括質疑

○町田義昭委員長 順位1番、議席番号17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 通告しております2点について、それぞれに担当課長からお聞かせ願いたいというふうに思いますが、最初に電算システム共同アウトソーシングについてお聞かせ願いたいと思います。

今回の全体の予算で、一般会計予算も特別会計も企業会計もそれぞれに最大の部分は、債務負担行為として、この電算システム共同アウトソーシングに伴ってという部分が最大だというふうに思っております。それで、この前、一般質問の中で高橋孝夫議員が丁寧に聞いておりますので、その後、さまざまな資料をいただきました。一番新しいのでは、6月16日、企画調整課の方から第207号というやつで、これが一番新しく私のところにいただいた資料であります。そこで、企画調整課長にお聞かせ願いたいので

+

すけれども、この事業をそもそも始めようとするときに、これまでいただいた資料の中で「置賜総合支庁及び情報企画課、構成市町と置広事務局とともに検討してきたんだ」というふうに資料の中で言われておりますけれども、この置賜総合支庁と置広が事務局になって進めてるわけですけども、どこまでずっとこの市町のアウトソーシングに対してかかわっていただけののかということですけども、県はどの段階まで、置広の事務局はどの段階までの部分でお答え願いたいと思います。

○町田義昭委員長 遠藤健司企画調整課長。

○遠藤健司企画調整課長 蒲生委員のご質問にお答え申し上げます。

まず、県としてですが、既に県の情報企画課として県が広域の共同アウトソーシングを進めていこうという中で、最上の国保事務の共同化から、あるいは後期高齢者の医療制度のプロポーザル等々、共同アウトソーシングの事務については積極的に推進する立場をおとりになっています。これはやっぱり総務省の方から、これからの行政改革を進める中で、各全国の市町が財政的に厳しい中で、それぞれのシステムを持つよりも広域で持って共同処理の方がこれは効果があるというふうな立場で県がかかわってくださってきていることであります。その中でさらに業務の効率化も図られますし、加えて住民サービスの向上にもつながるというふうな立場で積極にご支援いただいているというふうなことでございます。そういう流れの中で置賜総合支庁についても今回の置賜の共同アウトソーシングについては当初から各自治体に参加を促して、また調整役、あるいは事務の支援をしてきていただいております。

一般質問でもお答え申し上げたかとも思いますが、昨年6月に置賜広域行政事務組合の電算窓口担当課長会議で共同アウトソーシングの勉強会をするといったところから既に県の方の

支援をいただいているところです。以降の担当者の会議、担当課長の会議等々、ほとんど出席していただいで一緒に考えてきていただいております。現在の段階では、例えばこれからプロポーザルに参加する業者に対する発注仕様書あるいはプロポーザルの仕方等々についても県の情報企画課とともに総合支庁が支援をしていただいでというふうな形でございます。

置広、置賜広域行政事務組合の担当としても同じように各支庁あるいは県と検討を重ねてきたわけですし、これが具現化するというふうな4月17日の置広の理事会、各市町長の会議で確認され、その際に置広の事務局機能、そもそも置広が広域の共同電算処理、事務局が担うという性格からも該当するだろうというようなことがありまして、5月7日の理事会の席では置広がこれからの共同アウトソーシングの事務局を担うというふうになりました。

今後は、置広の事務局がこの共同アウトソーシングの事務局を担いますので、これからのプロポーザルの主催、また各市町の調整、さらにはその前段として今回の協定書の作成などを手がけまして、以降、この共同アウトソーシングの事務が引き続く中で置広の事務局がこの電算共同アウトソーシングについて、その責を担っていただくというふうになると考えております。

○町田義昭委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 丁寧に答えていただきまして、ありがとうございます。

ということは、県の方も置広の方も今回の事業が開始されればこの事業とのかかわりがなくなると、プロポーザルとか各市町の調整だとか、多分プロポーザルの審査まで入るんだと思っておりますけれども、その段階までなったら後はかかわりなくなるというふうになりますか。

○町田義昭委員長 遠藤健司企画調整課長。

○遠藤健司企画調整課長 かかわりはずっと続いていくというふうに考えております。

○町田義昭委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 というのは、こういう共同事業というのは多分効率的になりますし、いいことなんだと思います。しかし私が、心配事の一つにあるのは、この事業の責任はだれが持つのかという部分。県ではちょっと持ちそうにもないですね。事務局担ってプロポーザルまでやって、それが事業発注になれば、この事務局はそのまま継続するのかもしれないけども、置広の本来の事業ではないですよ、調整までというふうになりますので。すると結果は、今回の債務負担行為の予算は29年度までですから、うんとスパンが長いですね。すると、その間のこの事業のすべての責任というのは、自分ところは自分ところで責任を持つと、こういうような考え方になりますか、要するに自己責任だと、ここは。途中で、協定を結んだ後でもここはやっぱりぐあい悪くなったということであれば抜けていくも何するも自己責任と、それぞれの市町の自己責任だと、こういうような考え方になりますでしょうか。

○町田義昭委員長 遠藤健司企画調整課長。

○遠藤健司企画調整課長 この事業を置賜の自治体で進めようというのは、各自治体がそれぞれの意思を決定されたというふうなことでできていく事業だと思います。その集合が合意であったり協定書であったりというふうに思います。よって、こういった共同でやろうという協定書を結んだ以上は、それは、この事業推進についてはそこに結んだ自治体が責任を持つべきものだ、責任は構成するというふうに思います。ただ、どこがだれがというようなことではないかというふうに思います、この共同ソーシングの枠組みを守っていくということについては。ただ、この協定締結後に各自治体がそれぞれアウトソーシング先、ベンダーとの契約を個々に結ぶわけでありますので、事業スタート後の責任、それぞれの市町の事務の共同処理に関する

責任については、各自治体を持つべきであるというふうに考えます。

○町田義昭委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 それぞれの自治体で責任持つのが私は当然だとは思いますが、しかし、プロポーザルをするというのは事業者を決めていくんですよ。そこがやっぱり最大のこの事業を進めるに当たっての、プロポーザルするところが本当は一番責任を持ってもらえばいいんですよ。私はそう思うんです。だからだれが責任持つのかというふうに聞いていたわけですが、一番新しくいただいた資料、6月16日、企207号の中では、書面による参加意向の状況ということでは、1からいきますが、長井市、南陽市、米沢市、飯豊町、白鷹町、川西町と。まだだが置広事務局で把握している状況ということで、高畠町、16日の課長会議で合意を図り決定するとなっておりますが、決定したかどうか分かりません。小国町は内部調整中と。調整中まで全部入れれば3市5町全部になるんですね。

それと、概算費用というふうに計算した中で、一番最後にもらった資料が2008年の、通告には5月27日というふうになっておりますけども、2008年の5月28日訂正版というのが一番新しい部分ですね、私らがいただいている資料では。すると、これは米沢市が不参加の場合というふうになっております。16日のこの資料では米沢が入るというふうに、2業務だけ平成24年度から入るという協定でありますので、かつていただいた資料は2008年5月21日作成という資料、これが米沢市が平成24年から入るという資料ですね。すると、概算費用の計算は、ここの数字が今のところでは正解というふうに見てよろしいでしょうか。

○町田義昭委員長 遠藤健司企画調整課長。

○遠藤健司企画調整課長 今、委員おっしゃられたように、現在置広に文書で回答あったのがその3市3町でございます。ですので、5月27日

作成という、この金額の範囲の中に契約金額はおさまるといふふうに考えております。

○17番 蒲生吉夫委員 それはそうだけど、21日のところでいいのか。21日の資料というのは米沢が24年度から入るといふ資料ですから。

○遠藤健司企画調整課長 今回の予算の上程につきましては、米沢が入らないという前提での額でございます。

○町田義昭委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 今回の予算はそうなんです。そのとおりなんですよ。米沢が入らないで、要するに最大の予算を組んでいるんですね。これは時間を追ってずっと参加するしないのところが変わってきていますので、16日の資料では米沢入るといふふうになっているわけですから、5月21日作成の資料の数字が実際は大方これになるというふうな考え方でいいんですかと。

○町田義昭委員長 遠藤健司企画調整課長。

+ ○遠藤健司企画調整課長 米沢市の参加する、その2業務がまだ確定してないというような状況でございますので、この額についてまだ正確性ははっきり申し上げられません。

○町田義昭委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 次に進みますが、プロポーザルの件で私がちょっと認識が違ったのかなと思っているのは、4社、4団体にプロポーザルをするのかなと思っていたんですね。DSYと富士通グループ、IBMとRKK、NEC、日立、どうもこれはそうではないですね。それぞれの市町が関係している団体だからこの資料に書いたというだけなんですか。

○町田義昭委員長 遠藤健司企画調整課長。

○遠藤健司企画調整課長 共同アウトソーシング検討の中で広域行政検討会というふうな3市5町で構成しました。その中で、この3市5町で現在稼働しているシステム業者、今おっしゃられた4社に加えて川西町の受託されてる日本ユ

ニシス、あるいは小国町の受託先である東芝、このいずれの事業者に対しても提案を求めたわけです。この中で、共同アウトソーシングについてその提案をくださったのが、今、委員がおっしゃられた4社というふうなことでございます。

○町田義昭委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 そうか。すると、この4社の中から選択するといふふうになるわけですね。そうじゃない。もう1回、じゃあ答えて。

○町田義昭委員長 遠藤健司企画調整課長。

○遠藤健司企画調整課長 これがこれからのプロポーザルのやり方なわけですが、これは公募型でプロポーザルを実施するといふふうなことで考えておりますので、この4社に加えてさらに我が社もといふふうな会社、あるいは今申し上げた6社以外の企業の参加もあり得ると思います。

○町田義昭委員長 17番、蒲生吉夫委員。

+ ○17番 蒲生吉夫委員 すると、どういうふう  
に事業を進めていくかというところは全くわからないですね。長井で進めているのはいわゆるIBMグループの方の事業でずっと進めてきているわけですが、簡単に言うと、うんと不都合なところがいっぱいあったんだと思うんですね、値段的にもそうですし。私は、米沢がきちっと入るであれば、最初から入るのであれば、長井市と米沢市も出資しているDSYがしていくのが私、一番都合いいんだと思っていたんですね。それぞれに今まで入ってきていて、抜けてるところもあるわけですからそうはいかないんだと思いますけれども。すると、要項を出して、それに合致すればどこからでも参入できるというふうになるというふうには考えなければならないんだと思いますね。

要するに私が言いたいのは、プロポーザルに参加する業者を決定するまでには、県と置広事務局がかかわるんですね。だけど、その後の

事業展開についてはそれぞれの市町が自己責任だということですね。すると、プロポーザルをしたときの責任というのは全く発生しないんだらうかというふうに思うんですね。普通は最も責任のあるところが自分たちの一番都合のいい要項をつくって、それでそれぞれの業者を比較するわけですね。実際にはこの事業には、市町のアウトソーシングだから、県の総合支庁の部分なんて入る部分はないですよ、もちろん。この事業を進めるに当たって、県の方の補助なんかはもちろんないですよ、やり方やなんかを段取りしてもらったり協定書の中身を吟味してもらったりということでありますから。だれがどういうふうにして責任を持っていくのかというのは、やっぱり自己責任だと言いながら、プロポーザルをするまでは置広の方が事務局だからそっちの方にもかかわってもらおうと。置広の本来の事業じゃないんですよ、これ。

要するにどういう意味かということ、置広としての共同アウトソーシングを事業展開をしていくということでも何でもなくて、今回進めるまでの間、何もないし、置賜3市5町で進めようとするにはやっぱりここが事務局になるのが一番都合いいというふうになるんだと思いますけども、その中で、私は途中で本当に大丈夫かと、抜けないでいくのかと、長井だけ先行して、後はずっとほかの市町はその後、順次、現在の契約が切れるのを見計らって進めるわけですね。市長は、一般質問の中では「それは信義の問題だ」と答えてるんです、一般質問の中で。私も信義の問題だと思います。だけれども、これまで例えばDSYに入っていた事業も、かつての大型コンピュータを、汎用コンピュータを使ってやってたころからはずっと事業ごとに抜けてきてるんですよ。それも多分約束したんだと思いますよ、そういう事業を進めていこうというふうに。けれども、自分ところの都合でどんどん抜けてきた経過があるんですね。長井もほ

とんど最初は入ってたんですよ。その後ずっとシフト、足場を移動してきたという経過があるわけですね。この前の答弁でいうと、市長の答弁でしたか企画調整課長の答弁だか忘れましたが、「実際協定結ぶのは19日だ」と言ってるんですね。そういうふうに答えてますね。参加市町の協定を結ぶのは19日というふうに私のメモの中にありますんで、協定を結ぶんだと思います。本当にここが参加するのかどうかというのがわからないうちに、きょう予算委員会でこの事業も含めた予算案に対して賛否を私たちは表明しなきゃいけないんですよ。一番最後のところと言っているのは、書いてあるのは、要するに本会議の前日ですから、それ、そのときに協定書を結んだ正確なところを本会議前にいただければありがたいなというふうに思うんですね。ここの部分は市長が答えた方がいいような気がするんで、どうでしょうか。

○町田義昭委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 お答えいたします。

一般質問の際、「19日に締結する」というようなことは申し上げてないと思います、企画調整課長の方も。19日を予定として努力したいということで、6月末ぐらいまででないかとまとまらないんでないかと。というのは、協定書の形態はいわゆる6者、3市3町ですね。連名になりますので、持ち回りでずっといただかなきゃいけない。そんなことから、6月19日ごろを予定してるというふうに申し上げてると思います。

委員ご指摘のように、協定を結ぶというのは契約行為になるわけですよ。ですから、議会の議決をいただいてから協定書を結ぶべきなのか、あるいは協定書を結んでから議会として議決できるのか、その辺は非常に難しいと思いますが、いずれにしろこの考え方としては、今まで一つの自治体でやっていた業務を汎用性のあるソフトを使うことによって今回3市3町、同じように使えるものを決めましょうと、それ

+

によって割り勘で今までの金額より安くなるでしょう。実際長井の場合は4割ぐらい削減できるんじゃないかということでございますけども、そういった一つのプロジェクトだと思っております。ですからその段階で、前回も信義というふうに申しあげましたけども、3市3町でやっていくんだという合意のもとでやるしかない、それが最初から、じゃあきちんとやるのかと、じゃあどこに確約があるんだと、だれが責任を持つんだという種類の残念ながら事業じゃないということで、こういう案件というのは議会の皆様にも大変判断迷われる部分あるかと思っておりますけども、少なくとも現在の電算業務の契約よりは安くなるし、これがもし仮に長井しかなかったとしても今までよりマイナスでは決しないだろうという判断のもとに前に進みたいというふうに考えたところでございます。

○町田義昭委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 そうか、すると19日というのは私の認識がちょっとずれてたんでしょうね。そうであれば、本会議のときまでには間に合うと考えていたんでありますけれども。

ぜひ、もし長井だけでもこれまでの事業より安くなるということですから、私も資料見せてもらった中ではやっぱりそうだと思うんですね。だったら今までの事業どうだったんだろうと大変な疑問が出てくるんですね。今まで長井だけでやってきて、この膨大な費用をかけてきたんですね。今回この方式でいくと長井だけでも安くなるというふうに今、市長が答えてるわけで、だったら今までのIBM中心にしてきた事業というのはいかに値段的にも事業の中身的にも疑問のあるところだというふうにこれまでの質疑の中で感じたところであります。

次の質問に入りたいと思います。次の質問は、指定管理者を取り入れるとすればあやめ公園など都市公園が一番適していると思うが、検討していますかというふうにちょっと長ったらしい

通告をしておりますが、今年度から始まった指定管理者で事業を進めている文教の杜で来年度から進めようとしております市立図書館について。

市立図書館については藤原議員が一般質問の中で質問をしておりましたけれども、その市長の答弁の中に3年前は、3年前というのは目黒市長のときですね。「図書館の業務を株式会社に業務委託契約をするのは大変ぐあい悪かった」ような答弁を私はしてたと思うんですね、どういう表現だったかちょっと忘れちゃったけれども。指定管理者制度というふうになれば、逆に私は都合いいんじゃないかと思うんですね。指定管理者制度の一番いいところは、個人以外のどういう団体であっても指定管理者として名乗りを上げることができるというのが指定管理者制度の私は一番特徴だと思うんです。基本的には公募しろというのがまたもう一つの特徴だと思うんですね。

そしてもう一つは、利用料などを集めているところ、または新たな事業、収益を上げようとする団体であってもその施設を使っているいろんな事業を展開してやれると、これが指定管理者の最もいいところだと私は認識してるんです。その意味で、私は順番としては文教の杜だとか図書館だとか、もともと収益さほど上がらないですよ。図書館というのは利用料取って悪いですから、藤原議員が質問してたように。今、開園しているあやめ公園なんていうのは入園料を使用料と呼んでますね、都市公園の使用料ですけども、もらうわけですね。ああいうところというのは私は一番適してるんじゃないかなというふうに思ってるんですけど、まず最初に市長の考え方、順番をつけるとしたら私はそれを一番にするなあと思っているんですね。考え方についてお聞かせください。

○町田義昭委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 お答えいたします。

長井の指定管理制度の考え方でございますけれども、いろいろ調べてみましたら、自治法の改正を受けて、平成17年の4月から5月に公の施設を持つてゐる所管課の方にヒアリングを行ったと。その結果をまとめたのが、6月にまとめて、当時の目黒市長がそのことについて説明を受けて了としたというような記録が残ってございます。その際、ヒアリングのときに要綱をつくったんですが、その要綱というのが、基本的に公の施設を管理してゐる所管課の考えを尊重するというような内容でした。結果として残ったのが、52施設を直営で行うと、そして指定管理者制度に移行するというのが19施設、内訳として公民館が6、各地区公民館ですね、それからスキー場関連の施設が8、それから市民文化会館、文教の杜、古代の丘、コンポストセンター、中央児童センターという内訳になっておりました。その後、それ以外は特に指定管理者制度を検討しないで、一方で集中改革プラン、これは平成18年の3月に策定いたしましたけれども、その中で「指定管理者制度はこの方針に基づいてのみ移行しますよ」というような集中改革プランだったと。この中に、注目すべきは、図書館が入ってないんです。しかし、委員がおっしゃったように、最初一部業務委託をああいった形で公募で行ったところ株式会社がとったということから、当然株式会社では当初ノウハウなかったわけですけども、今まで図書館にいらした臨時職員の方とか、あるいは独自に職員も集めたんだと思うんですけども、司書等を集めて現在、20年度までその運営をやっているという状況でございました。

前置き長くなって恐縮だったんですけども、委員ご質問のあやめ公園とか、実際入園料を取って民間のノウハウとかいろんなサービスは充実するような、そういった株式会社でやるのが本来ではないかというのはごもっともなご意見だと思います。これからいろいろ検討してまい

りたいと思いますが、ただ1つ言えることは、入園料を取ってゐるあやめ公園の施設でも、恐らく公募すれば何社かは来ると思います。しかし、例えば我々が期待するようなJTBですとか観光あるいは旅行エージェント関係の、関連のそういった運営する会社じゃなくて、多分まるっきりノウハウのない企業が名乗り上げるんじゃないだろうかと、そうしますと一たん公募して不調だからやめるというわけにいきませんので、ですから相当入念な準備と調査が必要なんじゃないかなと、そのように思っております。

○町田義昭委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 全くノウハウのない会社も名乗り上げるんでないかという、そこは何であるかわからないけれども、プロポーザルなどが必要になるんだと思いますね。私は今そういう施設は主に、あやめ公園もつつじ公園もそうなんですが、観光協会に一括なんですよ、その事業の中身、一部は直接委託してるところもあるんでしょうけれども。

商工観光課長にお聞かせ願いたいと思うんですけども、結局観光協会には全部を委託してゐる部分というのは、あやめ公園だとかつつじ公園ありますね。あと冬囲いをどうするだとかその部分はまた別の方式をとっているかどうかわかりませんが、観光協会の部分というのは会員で成り立っているんですね。会員制をとってゐるわけで、どちらかというと観光客を誘致するための、できればソフト事業を中心に私はやるべきだなというふうに考えているんです。ハードの方については、できれば例えば造園業者だとか建設業だとか、あとどういうところがするかわかりませんが、要するに私が指定管理者にした方がいいんでないかというふうに考えるのは、そういうハードの部分は一番適しているんでないかなというふうに思っているんですね。そういうふうなところで検討したことはないですか、ソフトとハードと分けて。

+

○町田義昭委員長 齋藤理喜夫商工観光課長。

○齋藤理喜夫商工観光課長 お答えいたします。

まず、調査の部分につきましては、先ほど市長が申しあげました平成16年度の全体的な調査の中での調査検討を行ってございます。あと観光協会に委託している内容といいましょうか、それにつきましては、基本的には祭り期間中の祭りの企画、運営、実施というふうなことでございます。ハード的な部分につきましては基本的には直営というふうなことで、私の方がそれぞれの例えば委託あるいは賃金等々で選定あるいは改良等を行っているというふうな状況になります。

なお、先ほどの調査の際の報告といたしましては、例えばあやめ公園ですとアヤメの育成管理について専門の職員を配置しながら何とか技術的にいい線までいっているというふうなことで、何とかこの形を考えていく必要があるだろうというふうなことで、当課からは直営の方向を報告をしておりました。以上です。

○町田義昭委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 平成16年の時期というのは指定管理者制度というそのものがひょっとしたら私たちも余りわからなかったし、市の職員も余りわからなかったんでないかと思うんですね。私らもその後でできる人にレクチャーしてもらって、この制度を勉強してきました。それでようやく少し指定管理者という制度というのはどこがどうなんだという部分がわかってきたんですね。その後、今度実施されてきましたね。県の関係でもすごい項目に及んで実施予定、年度ごとにですね。それを見ていけば、今、いわゆるハードの部分は直営だというふうに言っているわけで、もう1回改めて検討する必要があるんじゃないですか。そのところ、直営でしている必要、全くないような気が私はするんですけどね。いずれ、直営とはいえ、それぞれの業者に実際はその作業を委託するわけですね。指定

管理者制度というのはむしろそういうところが最も適しているというふうになっているんですよ。それぞれのノウハウは、役所の職場の中じゃなくて、やっぱりそういう事業者にあるんですよ。そういう意味では、もう1回ここ検討する必要があるんじゃないでしょうかね。商工観光課長、もう1回お聞かせください。

○町田義昭委員長 齋藤理喜夫商工観光課長。

○齋藤理喜夫商工観光課長 先ほどの市長の答弁の中にもあったわけでございまして、全体的な枠組みあるいは考え方の中で、ハード的な整備あるいは技術の習得、それから祭りの改善というふうな総体的な中で考えていく必要があるだろうというふうに思っております。

○町田義昭委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 せっかく建設課長にも答弁の方の指名しておりますので1点お聞かせいただきたいんですけども、都市公園と呼ばれるところはあやめ公園と、例えばつつじ公園ももちろんそうですし、たくさんありますね。この中で検討しているのはあやめ、最上川緑地公園だとか運動公園だとか、条例の中で言っているのは、長井市都市公園条例という中で言っているのは、ございますね。その中に、今、教育委員会の方で管理している例えば野球場なんかありますね。野球場、テニスコート、全部都市公園のエリア内なんです。例えば具体的に言えば、野球場なんかは野球連盟にそっくり、野球連盟ってあるかどうかわかりませんが、多分、前はあったんで今もあると思いますね。そっくり、競争すればどうなるかわかりませんが、例えばこれまで文教の杜がやってきたように、文教の杜は競争しないでやったんですね。そういう格好で地域の野球連盟の人に公園管理を委託すれば、あとその球場の周辺まで含めてすれば、喜んでするかどうかわかりませんが、例えばそういうようなことが一番いいんだと思うんですね。例えばテニスコート周辺であればテニスの関係



者にだとか、陸上競技場であれば、主に今、平日は工業高校のサッカー部あたりが使っているのが多いかと思うんですけども、例えばそういう高校だとか、具体的に一番最初言ったように、個人のところでなければ、団体であればどんなふうにもできるというふうな考え方でいく必要があるんでないかというふうに私は思うんですけども、いかがでしょうか。

○町田義昭委員長 鈴木一則建設課長。

○鈴木一則建設課長 お答えいたします。

都市公園は今、市内7カ所ございます。現状でございますけども、昭和の57年に都市公園の設置と、それから管理にかかわりまして、庁内の関係内部といいますか、各担当課といいますか、で協議に基づきまして、あやめ公園と白つじ公園は商工観光課、それからあやめ公園の運動公園は教育委員会の文化生涯学習課、あと清水町の公園、四ツ谷公園、幸町南公園については福祉事務所、それから寺東中央公園と最上川河川緑地公園については建設課というふうな形で担当いただくように内部調整をして今まで行ってまいりました。当然これらの都市公園の管理についてはこのような形態でございましたので、担当課において直接管理、さらには清掃などの業務委託を行ってこられたということだと思います。当然、状況を見ますとそれぞれ対応は別でございますが、委員からご提案いただいたような全体的なトータルな維持管理というよりは、それぞれの持ち分について、公園の状況に応じて限られた予算の中で当面維持管理をしてきたというふうな対応というふうに認識をしているところであります。

ご提案にありましたように、例えば野球場などは当然ながら使用者がいらっしゃいますので、その部分については非常に利用と、それから維持管理というふうに併用していただければ大変ありがたいなと思いますが、私どもの立場としますと、こういう協定といいますか、内部協

定のことがありますので、教育委員会の方針といたしますか、そちらの方をどのようにお考えになっていくかという部分について尊重して検討をしなければならないというふうに考えておるところでございます。以上です。

○町田義昭委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 今、建設課長からありましたように、実際は教育委員会の方でそういうところを使って検討しているわけで、57年からそういう方式で協議をして管理しているということでもありますし、その後やっぱり地方自治法の改正の中でこういう指定管理者制度みたいなのが出てきたわけですから、全体的にやっぱり管理のあり方を見直す必要があるんでないかというふうに思いますけれども、市長にお答え願いたいと思います。

○町田義昭委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 お答えいたします。

私は基本的に蒲生委員と同じ考え方でありまして、まずは入園料等々、料金をいただくものについては指定管理者制度になじむのでないかなど、そういう視点から検討しなきゃなりませんし、ただいま委員がおっしゃったように、都市公園とか運動場、野球場とかそういった部分なんかもいろいろ考えられると思いますので、総務課を中心といたしましてきちんとこれからの指定管理者制度の方針を定めながら、各公の施設のあり方について検討してまいりたいというふうに思っております。

○町田義昭委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 最後でいいんですけども、お答えも多分いただかなくていいようにちょっと一言だけつけ加えときますけども、改めて何かやろうとするときというのは、お互いにわからない中でするんですよ。だから、多分行革委員会でも検討したんだと思います。しかし、悪いけども、私もわかんなかったけれども、行革委員になってる人たちが指定管理者

という制度そのものがどういうものかという部分がわからないうちに多分どこの施設はどうだと答えを出してきたような気がするんですね。その意味では、もう動き始めているわけですから、どういうところに最も効果が上がるのかという部分、総務課中心に検討するということがありますので、どうかいい方向に検討していただきたいなというふうに思います。終わります。

### 我妻 昇委員の総括質疑

○町田義昭委員長 順位2番、議席番号3番、我妻 昇委員。

○3番 我妻 昇委員 よろしく願いいたします。

私の質問時間内に昼食がありまして、ちょっとこれ、私の都合で、申しわけないんですが、1番の長井小学校の質問と2番の水道水の商品化についての質問、順番逆にさせていただきます。ご協力をお願いいたします。

まず最初に、水道水の商品化ということで、これ私、議員になってから2回質問に立っておりまして、今回で3回目ということで、この事業は大変いい事業で、長井をPRする、長井の名物の一つである水というものを水道水ということで売り出す、PRしていくという非常にいい事業でありまして、これを大成功させたいという思いからこの質問をさせていただきます。

まず最初に、これまで市長なり、または新聞記事など等々で、または所管の委員会などで出たこと、または一般質問の答弁などで聞いておりましたが、最初は施政方針には観光の目玉だとか全国にPRというような話でありました。それが5月の21日の産業・建設常任委員会協議会では水道水のPRはもちろん観光やま

ちおこし的な考えというような説明でありまして、6月6日の一般質問、大道寺議員への答弁だったんですが、これをまたさらに明確にこの商品化の理由として、水道水の利用促進、加入率の向上、販売目的、近隣市町村に使ってもらうというようなこと、または観光PR、そして災害備蓄用ということで、かなりこの事業をするに当たっての理由がふえてきたわけでございます。

最初に、この進め方に問題はないかという観点で質問に移りますけれども、最初の方針よりもだんだん煮詰まってきて、さまざまなことが吟味され、検討され、理由というんでしょうか、考え方が追加してくると、変わってくるというのも、それもあるだろうと思います。ただ、5月の産業・建設の協議会の説明と6月6日の一般質問の答弁が違ってくるというのは、ちょっとこれどうかなというふうに私なりに思っております。予算に関するときは細部の説明を受けるのは所管の委員会の協議会しかないんですね。あとはこの予算特別委員会になるわけですので、細部の説明をする、その前段の協議会のときの説明と食い違ってくる、または追加する説明がある場合は、書面なりもう1回協議会を開いてもらうなり、何らかの措置というんでしょうか、処理が必要だと思いますけれども、それがなく、一般質問の答弁でいきなり今までと違う答弁が出てくるというのはちょっと問題ではないかなと思っておりますが、まず最初に、市長、その点についていかがでしょうか。

○町田義昭委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 お答えいたします。

進め方というよりも答弁の仕方が不適切だというご指摘なんです。私は、進め方については、一般質問でも申し上げましたが、当初は市の事業としてでなく、水道水は供給しますけども、市内の民間企業の方にお願いすべく昨年度より進めてまいりました。しかしながらそれが